

○指定講習機関の指定等に関する規程

(平成2年8月29日公安委員会規程第5号)

改正 平成6年3月14日公安委員会規程第2号 平成6年12月13日公安委員会規程第16号
平成8年8月30日公安委員会規程第2号 平成13年6月21日公安委員会規程第5号
平成15年1月10日 平成18年3月7日公安委員会規程第3号
平成29年3月8日公安委員会規程第5号 令和元年6月28日公安委員会規程第2号
令和3年3月5日公安委員会規程第2号 令和4年5月12日公安委員会規程7号

指定講習機関の指定等に関する規程を次のように定める。

指定講習機関の指定等に関する規程

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 指定講習機関の指定(第3条―第6条)
 - 第3章 運転適性指導員及び運転習熟指導員
 - 第1節 指導員の資格(第7条―第10条)
 - 第2節 指導員の解任(第11条)
 - 第3節 指導員に対する講習(第12条・第13条)
 - 第4章 講習機関の業務
 - 第1節 講習業務規程の制定(第14条―第16条)
 - 第2節 特定講習の実施(第17条・第18条)
 - 第3節 講習業務の管理等(第19条―第24条)
 - 第5章 特定講習の休廃止及び指定の取消し
 - 第1節 特定講習の休廃止(第25条)
 - 第2節 指定の取消等(第26条・第27条)
 - 第6章 検査、報告及び文書の保存(第28条―第30条)
 - 第7章 公示(第31条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の4に規定する指定講習機関(以下「講習機関」という。)の指定及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 指定講習機関の指定及び運営は、法第108条の4から第108条の11までの規定及び指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

第2章 指定講習機関の指定

(指定の申請)

第3条 法第108条の4第1項に規定する講習機関の指定を受けようとする者は、規則第2条第1項に基づき、指定講習機関指定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、取消処分者講習、初心運転者講習又は若年運転者講習(以下「特定講習」という。)ごとに行うものとし、取消処分者講習にあつては四輪、二輪(原付を除く。)及び原付の種別ごとに、初心運転者講習にあつては準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許の種別ごとに、その全部又は一部について行うものとする。

(申請の手続)

第4条 申請の手続は、規則第2条第2項の規定によるほか、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が別に定める。

(指定書の交付)

第5条 指定は、特定講習の種別等を明らかにした指定書(様式第2号)を交付して行うものとする。

(変更の届出)

第6条 講習機関が行う規則第4条第1項及び第3項の規定による名称等の変更の届出は、公示事項等の変更の届出について(様式第3号)により行うものとする。

第3章 運転適性指導員及び運転習熟指導員

第1節 指導員の資格

(運転習熟指導員の資格種別)

第7条 法第108条の4第1項第2号の規定に基づく運転習熟指導員(以下「習熟指導員」という。)の資格は、四輪(準中型自動車及び普通自動車に限る。)及び二輪(原付を含む。)に区分するものとする。

(養成教養)

第8条 習熟指導員の資格を得ようとする者に対する習熟指導員養成教養(以下「養成教養」という。)の実施については、本部長が別に定める。

(資格審査)

第9条 規則第5条第5号に規定する法第108条の4第1項第1号の規定に基づく運転適性指導員(以下「適性指導員」という。)に係る資格審査及び規則第7条第5号に規定する習熟指導員に係る資格審査(次条において「資格審査」という。)の方法及び基準は、本部長が別に定める。

(合格証明書の交付)

第 10 条 公安委員会は、資格審査に合格した者に対して運転適性指導員審査合格証明書(様式第 4 号)又は運転習熟指導員審査合格証明書(様式第 5 号)を交付するものとする。

第 2 節 指導員の解任

(解任命令)

第 11 条 公安委員会は、法第 108 条の 5 第 3 項の規定により適性指導員又は習熟指導員の解任を命ずる場合は、解任命令書(様式第 6 号)を交付して行うものとする。

第 3 節 指導員に対する講習

(講習)

第 12 条 規則第 17 条に規定する国家公安委員会が指定する講習を受講する者の指名は、公安委員会が講習機関の意見を聞いて行うものとする。

(研修等)

第 13 条 公安委員会は、適性指導員及び習熟指導員の知識、指導能力等の向上に資するため、研修又は教養を行うものとする。

第 4 章 講習機関の業務

第 1 節 講習業務規程の制定

(認可申請)

第 14 条 講習機関は、法第 108 条の 6 第 1 項に規定する講習業務規程(以下「業務規程」という。)の認可を受けようとするときは、講習業務規程認可申請書(様式第 7 号)に当該業務規程案を添えて公安委員会に提出するものとする。

(変更申請)

第 15 条 講習機関は、前条により認可を受けた業務規程を変更しようとするときは講習業務規程変更認可申請書(様式第 8 号)に、変更に係る業務規程案及び新旧対照表を添えて公安委員会に提出するものとする。

(業務規程の規定事項)

第 16 条 講習機関が業務規程で定める事項は、規則第 10 条に規定するもののほか本部長が別に定める。

第 2 節 特定講習の実施

(講習の実施)

第 17 条 特定講習は、別に定めるところにより行うものとする。

(業務の明確化)

第 18 条 講習機関は、特定講習に関する事務及び経理を他の業務の事務及び経理と明確に区分しなければならない。

第 3 節 講習業務の管理等

(体制)

第 19 条 講習機関は、適正かつ効果的な講習を行うため、所属する職員の中から適任者を講習業務に従事する職員に指定し、講習体制の確立を図るとともに、秘密の保持に関して適正な措置をとらなければならない。

(講習業務の管理)

第 20 条 講習機関の管理者(指定講習機関の指定申請者をいう。以下「管理者」という。)は、講習業務の管理責任を負うものとする。

(講習実施責任者)

第 21 条 管理者は、所属する職員の中から講習実施責任者を指定し、講習業務について指導、監督させるものとする。

(手数料出納責任者)

第 22 条 管理者は、所属する職員の中から手数料出納責任者を指定し、手数料の出納を管理させるものとする。

(終了証明書発行責任者)

第 23 条 管理者は、所属する職員の中から取消処分者講習終了証明書、初心運転者講習終了証明書及び若年運転者講習終了証明書の発行責任者を指定し、証明書発行事務の適正を期するものとする。

(講習従事者の選任及び解任)

第 24 条 講習機関は、適性指導員資格を有する者の中から取消処分者講習及び若年運転者講習終了証明書に従事する適任者を、習熟指導員資格を有する者の中から初心運転者講習に従事する適任者を選任するものとする。

2 選任した適性指導員又は習熟指導員が、退職したとき又は講習に従事しなくなったときは解任しなければならない。

3 前各項の選任及び解任の手続は、本部長が別に定める。

第 5 章 特定講習の休廃止及び指定の取消し

第 1 節 特定講習の休廃止

(講習の休廃止)

第 25 条 講習機関は、法第 108 条の 10 の規定により特定講習の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、講習の休廃止の許可申請書(様式第 9 号)を提出して許可を受けなければならない。

第 2 節 指定の取消等

(適合命令)

第 26 条 公安委員会は、法第 108 条の 8 に規定する適合命令を行うときは、適合命令書(様式第 10 号)を交付して行うものとする。

(指定の取消し)

第 27 条 公安委員会は、法第 108 条の 11 第 1 項及び第 2 項に規定する講習機関の指定の取消しを行うときは、指定講習機関の指定の取消通知書(様式第 11 号)を交付して行うものとする。

第 6 章 検査、報告及び文書の保存

(検査)

第 28 条 講習機関に対する検査は、本部長が別に定めるところにより行うものとする。

(報告)

第 29 条 講習機関は、公安委員会に対し講習実施状況等の報告をしなければならない。

2 前項に規定する報告に必要な書類及び報告期限は本部長が別に定める。

(文書の保存)

第 30 条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
指定講習機関指定申請書	運転免許課	長期
公示事項等の変更の届出について	運転免許課	3 年
講習業務規程認可申請書	運転免許課	長期
講習業務規程変更認可申請書	運転免許課	3 年
講習の休廃止の許可申請書	運転免許課	3 年

第 7 章 公示

(公示)

第 31 条 公安委員会が規則第 3 条、第 4 条第 2 項、第 14 条第 2 項及び第 15 条の規定により行う公示は、岡山県公報に登載して行うものとする。

附 則

この規程は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 14 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 13 日公安委員会規程第 16 号)

この規程は、平成 6 年 12 月 13 日から施行する。

附 則(平成 8 年 8 月 30 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 1 月 10 日)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 7 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 8 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 28 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和 4 年 5 月 12 日公安委員会規程 7 号)

この規程は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。